

「教育職員免許法施行規則」第22条の6にもとづく公表情報

I. 埼玉県立大学における教員養成の目標

1. 本学の教員養成の理念と目標

埼玉県立大学の保健医療福祉学部の教育研究上の目的は、以下の通りである。

学部は、現代社会を構成する市民としての豊かな教養、確かな倫理観と人間観を基盤に、保健医療福祉分野における専門的な知識と技術とともに多職種との連携と協働に必要な能力をもって、人々の健康と生活を統合的に支え共生社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。教育目標として、次の4点を掲げている。
① 豊かな人間性
② 創造力に富む知性
③ 高い専門性と連携力
④ 国際性と地域性に基づく協働力

本学は、子育て・教育の分野においても、こうした教育研究上の目的や教育目標を達成するために、専門職としての幼稚園教諭、養護教諭、教諭（中学校・高等学校の保健体育）の養成を行っている。養成にあたっては、学校内において行う教育活動のみならず、学校間や保健・医療・福祉の専門機関との連携協力を前提とした教育活動、学校を中心とした地域活動など、学校教育に関わる保健・医療・福祉の分野を連携し統合する専門的な資質能力を持った養護教諭と教諭の養成を目標としている。

本学は、多職種連携のできる人材養成を全学的に行っており、カリキュラム上も連携と統合に関する科目を配置していることが特徴である。専門職連携(Interprofessional Work: IPW)の科目を通じて身に付けた知識や技術、態度を融合させ、将来、学校教育の保健・医療・福祉の分野におけるリーダー、コーディネーター、スペシャリストとしての役割を果たすことができる教師（幼稚園教諭、養護教諭、中学校・高等学校教諭）の養成をめざしている。

2. 各学科・専攻別の目標

■保健医療福祉学部社会福祉子ども学科福祉子ども学専攻（幼稚園教諭一種免許状）

具体的な幼稚園教諭像として、以下の3点を重視している。

- ・子どもの発達を支え、保護者の子育て支援ができる、高い相談支援能力を持った幼稚園教諭
- ・地域の関係諸機関（市町村の行政機関や児童相談所等）や地域住民と協働できる幼稚園教諭
- ・発達のつまずきや虐待に気づく等、要特別支援児や要保護児童の課題を見極め、教育活動を通じて、支援のための連携をコーディネートする能力のある幼稚園教諭

この実現のために、以下3つの目標を重視し、幼稚園教諭の養成を行う。

① 子どもの発達を踏まえ、長期的な視野で多様な教育活動を実践できる能力の育成

幼児期だけでなく、それ以降の子どもの発達全体を見通した教育活動の意義や方法論について学び、子どもやその家族への総合的で長期的な教育活動を実践できる知識や技能の習得をめざす。特に、子どもの身体的、心理的、社会的な発達をトータルに捉える能力を涵養しながら、子どもが持っている力を伸ばし、自発性を引き出し、自己表現を動機づけることのできる指導法の教育を重視する。

② 幼保一体化の中で、良質な成育環境の構築へアプローチできる総合的支援力の育成

子どもが健やかに育つために不可欠かつ良質な成育環境を確保するためには、経済問題や環境問題等を理解し、地域や家族の生活と関連付けながら、実践できる資質・能力が必要である。そのため本専攻では、現代社会における多様な生活課題を考え、その中の保育者の役割を考える機会を提供する。子どもや家族への個別性の高いアプローチに留まらず、地域社会における良質な成育環境の維持・創造の視点、すなわち環境への働きかけの視点を持った人材の養成を行う。これまで行ってきた保育士養成のための教育方法や内容を援用し、社会福祉を素養とした幼稚園教諭の養成を開拓する。

③ 保護者支援のための相談支援能力、良質な子育ち環境を創造するコーディネート力の涵養

保健・医療・福祉全体の中で教育活動を展開し、幅広い専門機関や職種との協働関係をつくる、コーディネート力の涵養に資する教育を展開する。これにより、幼稚園教諭が関係機関や関係専門職者と連携しながら、良質な子育ち環境を創造していくことのできる実践力を高めていく。また、現代の子育ち環境を良質なものとするためには、多様化する学校臨床問題（特別支援、虐待、いじめ、不登校、暴力等）に対応し、保護者を支援し、地域の子育て力を高めていくための幼稚園教諭を養成する。

■保健医療福祉学部看護学科（養護教諭一種免許状）

看護学科は、看護師としての資質能力を兼ね備えた養護教諭の養成を理念としている。従って、子どもだけでなく、学校教職員の心身の健康、特にメンタルヘルスへの支援を行うことができる能力を重視している。

具体的には、医療の高度化、少子高齢化等を含む地域社会の暮らしの変化、保健・医療・福祉の境界領域の問題に対応できる能力の育成を目的として教育内容・方法を構成している。従って、養護に関する高度な専門的知識と技術を持ち、健康という概念を多面的に捉え、個人と集団の両面からアプローチできる資質能力を持った養護教諭の養成を理念として掲げている。

さらに地域の中の学校教育という視点から、児童生徒、家族、地域の健康で安定した生活を支援するための専門職として養護教諭を位置づけている。従って、地域看護の専門家としての資質能力を学校の中でも活かしていく応用力とともに、保健医療福祉の専門機関等との連携協力を展開できる能力・態度の育成に重点を置いている。具体的な目的は以下のとおりである。

- ① 健康という視点から児童生徒の発達を支援できる、専門的な見識と技量の育成
 - ・健康問題を身体と心の両面から多面的に把握できるアセスメント能力
 - ・児童生徒の健康意識を育て、保健教育、保健学習を展開できる能力
- ② 専門機関との連携協力を展開できるコーディネート力の育成
 - ・学校保健活動を推進するために必要な企画・運営・実施・評価する能力
 - ・地域保健に係わる専門機関との連携協力を、専門的な立場から実施できる能力
- ③ 学校の教職員の心身の健康管理や教育活動支援をできる卓越した健康相談・支援力の育成
 - ・健康相談を、児童生徒に対してはもちろんのこと、保護者や教職員に対しても展開できる能力
 - ・児童生徒の健康問題だけでなく、いじめ、不登校、虐待といった学校臨床問題にも専門的な立場から対応し、学級・ホームルーム担任等教職員の教育相談を支援できる能力

■保健医療福祉学部健康開発学科健康行動科学専攻

(中学校・高等学校一種免許状（保健体育）、養護教諭一種免許状)

健康開発学科健康行動科学専攻は、「保健・医療・福祉の各領域を総合的に学び、生命科学を基盤に一次予防（健康増進・疾病予防）および二次予防（早期発見・早期治療）に関する専門的な知識と技術を身につけた健康づくりのトータルコーディネーター」を養成することにある。この「トータルコーディネーター」とは、従来の健康づくりの3本柱である運動・栄養・休養だけでなく、心の健康や生活習慣病の予防、あるいは近接する医療、看護や介護、リハビリテーション、ソーシャルワーク、さらには教育の問題や人権の問題も含めて多職種の人たちを結びつけ、対象となる個人や集団に対して多面的で質の高いケアを提供できるように調整する人材を意味している。

学校教育においては、各教科の枠を超えて児童生徒の健康を開発していく教師が必要であり、本専攻では健康に直接的にかかる「中学校・高等学校教諭（保健体育）」及び「養護教諭」の養成を行う。

<中学校・高等学校一種免許状（保健体育）>

学校における保健体育は、教育学部の体育系、体育・スポーツ系の大学を卒業し、専門とするスポーツ競技の実技と理論に精通した教師により行われてきた。しかし、平成9年の教育職員養成審議会答申にあるように、得意分野を持つ個性豊かな教師が求められ、「画一的な教員像を求めるることは避け、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、全教員に共通に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するとともに、積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図ることが大切である」とされている。

「健康づくりのトータルコーディネーター」の養成を基盤として、「運動」「栄養」「休養」のみならず「身体」「精神」など幅広い分野を視野に入れ、スポーツや運動だけでなく児童生徒が生涯にわたって健康を維持できるよう指導できるトータルな資質を持った保健体育教師の養成をめざしている。具体的には、生命科学と健康科学を基盤として、教育力、伝達力、実践力（自らも動き、健康づくりを体現できる）を兼ね備えた教師の養成を図る。

※注) 中学校・高等学校一種免許状（保健体育）の課程は、平成30年度4月入学者を最後に終了することとなった。

平成31年度入学者からは、養護教諭一種免許状のみ。令和4年3月、最後の保健体育課程履修者が卒業した。

＜養護教諭一種免許状＞

健康問題に対して、トータルコーディネーターとしての役割を担う資質能力を持つ養護教諭の育成を理念としている。また、健康相談に関しては、特に重点的に考え、健康問題への早期対応だけでなく、予防という視点からの観察力や教育力を持った養護教諭の養成を目指している。

そのために、学校の周辺にある様々な専門機関との広域連携のネットワークをコーディネートする能力及び広い視野と専門性の育成を目指している。さらに、トータルコーディネーターとしての資質能力を持ち、行動科学の諸理論に裏打ちされた、児童生徒の行動変容を促すスキルを修得した養護教諭の養成が本専攻の理念である。具体的な目的は以下のとおりである。

- ① 健康相談を総合的な見識から展開できる能力の育成
 - ・健康問題に対し、心と身体の両面からケアすることができる資質能力
 - ・健康問題に対し、早期対応だけでなく、未然予防するための知識と力量を備えた総合的実践力
- ② 専門職連携をコーディネートできる広範な専門性を持つ実践力の育成
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、多様化する支援専門職と学校教職員の連携をコーディネートできる力
 - ・学校での健康問題に関して、専門職連携によって開発的なかかわりを企画推進できる能力
- ③ 児童生徒の行動変容を促すための資質能力の育成
 - ・生徒指導の方法やしくみを熟知し、連携協力して児童生徒の行動変容を促すスキル
 - ・児童生徒の保健管理及び保健教育を様々な場面で展開し、その中心的役割を担える能力

■保健医療福祉学部健康開発学科口腔保健科学専攻（養護教諭一種免許状）

健康開発学科口腔保健科学専攻は、歯科疾患の予防処置、歯科診療の補助だけでなく口腔保健指導などの業務を行う歯科衛生士を養成している。その対象は乳幼児期から老年期まで生涯を通じ、様々な歯科診療機関において行われている。

近年、小学生から高校生のむし歯や歯肉の異常等の罹患者率が高く、十分に食物を噛まない・噛めない等の口腔機能の未発達が指摘されている。また、極端にむし歯の多い子どもの場合は児童虐待を受けている可能性が高いことも報告されており、口腔内疾患の把握は、子ども達が健康で安全な生活を送っているかどうかを見極めるために重要な視点を提供してくれている。こうした口腔内疾患を予防するため、効果的な歯みがきの習慣化、規則的な食習慣の励行、「食育」に関わる咀嚼機能の育成が求められている。

本専攻では、上記の課題に対応できる歯科衛生士の資格を持つ養護教諭の養成を行う。つまり、保健医療福祉の専門的能力と口腔保健領域の専門的実践力を活かし、口腔保健という視点から、児童生徒の健康の育成と健康増進を支援できるスペシャリストとしての養護教諭の養成を理念としている。具体的な目標や育成をめざす資質能力は以下のとおりである。

- ① 口腔保健の視点から児童生徒の心身の健康を観察し、個々の健康課題に対応できる能力の育成
 - ・養護教諭として必要な確かな技術と歯科衛生士の知識や技術を融合的に活用できる資質能力
 - ・学校内の教職員や関係機関と連携協力しながら、児童生徒の健康を観察し、支援できる資質能力
- ② 児童生徒への保健教育及び健康管理を実践できる資質能力の育成
 - ・専門科目で実施している特別支援学校での歯科保健指導を通し特別な支援を必要とする児童生徒へのケアや指導の能力
 - ・歯科保健の視点から、個々の児童生徒に対応した健康相談を展開できる能力
- ③ 保護者への適切な対応や指導ができる資質能力の育成
 - ・児童生徒への働きかけだけではなく、特に児童期の保護者へのかかわりを通して、児童の健康を多角的に把握し、健康を維持増進させていく能力
 - ・歯科診療機関を含む、保健医療福祉専門機関との連携協力を展開し、保護者を含んだ地域の歯科保健指導の取り組みを組織し、コーディネートする能力

II. 目標達成のための計画

前述の目標達成のための指標を設定し、教育課程で具体化している。各学科専攻に開設されている教職免許種別に、各年次と時期において設定している目標達成のための指標を次に示す。

目標達成のための計画 <社会福祉子ども学科福祉子ども学専攻> 幼稚園教諭一種免許状

履修年次		目標達成のための指標
年次	時期	
1年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学校教育についての、基本的知識を修得し、教職の意義と幼稚園教諭の役割に関する基礎的な事項を理解する。 2. 学校における教育活動を理解するために必要な諸理論の基礎を修得する。 3. 教育活動の基本となる理論と初步的な技能・手法を修得する。 4. 子どもが人との相互のかかわりを通して発達することを理解する。 5. 幼稚園教諭に必要な教養を修得する。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 教育の理念や教育に関する歴史・思想について理解する。 2. 幼稚園教諭に必要な教養を修得する。 3. 基本的な情報機器及び教材の活用を含む教育方法理論を修得し、実践技術を身につける。 4. 子どもの心身の発達、子どもの福祉について理解するための基本的知識を修得する。
2年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 幼稚園教諭に求められる役割、倫理、他者との協働、専門職としての資質の向上のあり方について理解する。 2. 幼稚園教諭に必要な教科科目としての音楽の基礎的な知識、表現技術を高め、同時に表現技術の指導法について実践的に修得する。 3. 教科に関する科目から国語と生活に必要な基本的知識について理解する。 4. 教育実習(幼)にむけて、幼稚園教諭に必要な教職科目としての健康、環境、言葉、表現の各領域の保育内容の指導法の基礎的な知識について理解する。 5. 教育実習(幼)に参加し、幼稚園教育の現場を知る。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 教育実習(幼)で得た経験を基に自ら課題を見つけ幼稚園教諭としての自覚を高める。 2. 教育に関する社会的、制度的、経営的事項について理解する。 3. 幼稚園教育の具体的指導として、教科のカリキュラム、教育の構造、計画、評価、実践などの方法について理解する。 4. 幼稚園教諭に必要な教職に関する科目として人間関係及び音楽表現の保育内容の指導法の基礎的な知識について理解する。 5. 幼稚園教諭に必要な教科に関する科目として算数・図工・体育の基礎的な知識を学ぶ。
3年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 幼稚園教諭として必要な教職科目のうち、幼児理解に関する理論およびその方法、障害のある幼児への支援について理解する。 2. 幼稚園教諭に必要な教職科目として表現領域の保育内容の実践的指導法を理解する。 3. 幼稚園教諭に必要な教科科目として造形・体育・音楽の知識や表現技術を高める。 4. 子どもの健康増進のための保健活動、救急時対応、事故防止、安全管理について理解する。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 幼稚園教諭として必要な教職科目として保護者に対する相談支援を行なうための知識や技術、姿勢を身につける。 2. 障害のある幼児の発達及び学習の過程について理解する。 3. 幼稚園教諭に必要な教職科目として表現領域の保育内容の実践的指導法を修得する。
4年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 幼稚園教諭に必要な幅広い教養を主体的に学び、自ら実践上の問題に対応する能力を身につける。また、問題解決能力、企画力の伸長を図る。 2. 教育実習(幼)で得た知見をもとに、更に広い知識を身につけ、幼稚園教諭としての自覚を高める。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 幼稚園教諭として求められる資質である4つの事項、すなわち(1)使命感・責任感、教育的愛情、(2)社会性・対人関係能力、(3)幼児理解と学級経営等の能力、(4)教科・保育内容等の指導力を身につけることを目標とする。(保育・教職実践演習) 2. 実習中に見出した個々の課題について、演習を通して実践力を身につける。(保育・教職実践演習)

目標達成のための計画 <健康開発学科 行動科学専攻> 中学校・高等学校一種教員免許状(保健体育)

履修年次		目標達成のための指標
年次	時期	
1 年 次	前 期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学校教育についての、基本的知識を修得し、教職の意義と保健体育教諭の役割に関する基礎的な事項を理解する。 2. 保健体育科教諭を目指す意思・意欲を確認し、教員に必要な教養を修得する。 3. 学校における教育活動を理解するために必要な諸理論の基礎を修得する。 4. 教員活動の基本となる理論と初步的な技能・手法を修得する。 5. 生徒の健康や身体、発達について理解するための基本的知識を修得する。
	後 期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学校教育の意義や役割のほか、法制度を含む学校制度の関するしくみ、組織運営、経営方法について理解する。 2. 前期目標2を継続させながら、保健体育教諭を目指す意思・意欲を確認し、教員に必要な教養を修得する。 3. 教科に関する科目から健康づくりに必要な基本的な知識について、栄養および食生活を中心に理解する。 4. 生徒との実際のかかわり方について、基本的な理論を修得し実践上のイメージを身につける。
2 年 次	前 期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保健体育教員に必要な体育実技の基礎的な能力を高め、同時に各領域の指導法について実践的に修得し、身体の構造的な理解を図るとともに運動との関係性を理解することができる。 2. 教育実習に備えて、教育実習のあり方やその心構えについて理解することができる。 3. 学校ボランティア等を通して、学校教育現場を体験的に把握し、今後の学習課題を発見する(通年)
	後 期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保健体育教員に必要な体育実技の基礎的な能力を高め、同時に各領域の指導法について実践的に修得するとともに、体育の意義や経営について理解することができる。 2. 身体の構造的な理解を図るとともに運動と健康との重要な関係性を理解することができる。 3. 保健体育の具体的な指導については、教科のカリキュラム、保健体育授業の構造、計画、評価、実践などの方法について理解することができる。また教育実習の指導の一環として、協力校において授業参観を通して、授業の観察の仕方、生徒の実態および実習に必要な態度を身につけることができる。 4. 2年次終了時の教育実習履修者審査に向け、教員を目指す意志を再確認し、各自が目指す教師像の輪郭を明確にする。
3 年 次	前 期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保健体育教員に必要な体育実技の基礎的な能力を高め、同時に各領域の指導法について実践的に修得するとともに、体育の意義や経営について理解することができる。 2. 身体の構造的な理解を図るとともに運動と健康との重要な関係性を理解することができる。 3. 学校ボランティア等を通して、学校教育現場を体験的に把握し、教育実習への学習課題を見出し、主体的に取り組む(通年)
	後 期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 教師としての認識・自覚・態度・資質などを実践的に経験し、教育者としての役割や使命感を自覚し、その後の教育活動を有意義に展開できるよう素地を身につける。 2. 保健体育の具体的な指導について、各領域ごとの指導および指導案の作成、評価の仕方、教材化の方法を理解し、模擬授業を通して実践的な指導力を身につける。
4 年 次	前 期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 教育実習において、実際の授業の観察・参加・指導を通して、これまでの修得してきた学問成果を發揮し、体験する。 2. 教育実習で得た能力をもとに、学校ボランティア等に参加し、さらに深く教師としての自覚を高める。 3. 保健体育教諭に必要な幅広い教養を主体的に学び、自ら実践上の問題に対応する能力を身につける。また、問題解決能力、企画力の伸長を図る。
	後 期	<ul style="list-style-type: none"> 1. 教育実習で得た能力をもとに、学校ボランティア等に参加し、さらに深く教師としての自覚を高める。 2. 前期目標2を継続しながら、より自主的に研究・研修を行う態度を身につける 3. 教職実践演習等を通じて、実習中に見出した個々の課題について、演習を通して実践力を身につける。

目標達成のための計画 <看護学科> 養護教諭一種免許状

履修年次		目標到達のための視標
年次	時期	
1 年 次	前 期	<ol style="list-style-type: none"> 学校教育についての、基本的知識を修得し、教職の意義と養護教諭の役割に関する基礎的な事項を理解する。 養護教諭を目指す意志・意欲を確認し、養護教諭に必要な教養を修得する。 学校における教育活動を理解するために必要な諸理論の基礎を修得する。 養護教諭の活動の基本となる理論と初步的な技能・手技を修得する。 児童・生徒の健康や身体、発達について理解するための基本的知識を修得する。
		<ol style="list-style-type: none"> 学校教育の意義や役割の他、法制度を含む学校制度に関するしくみ、組織運営、経営方法について理解する。 前期目標2を継続させながら、養護教諭を目指す意志・意欲を確認し、養護教諭に必要な教養を修得する。 養護に関する科目から、学校保健に必要な専門的知識の基礎を修得する。 地域保健と学校保健の関係について理解し、家族や地域との連携のあり方について考える視点を身につける。 児童・生徒との実際のかかわりかたについて、基本的な理論を修得し、演習を通じて実践上のイメージを持てるようにする。
		<ol style="list-style-type: none"> 健康問題を持つ児童生徒に対応するために必要な能力・態度を修得し、健康教育の理論と方法について理解を深める。 1年次後期目標3を継続させながら、学校保健に必要な専門的知識を修得し、実践への応用方法を身につける。 学校ボランティア等を通して、健康診断や個別保健指導の実際、養護教諭の教育活動を体験的に理解する。
		<ol style="list-style-type: none"> 3年次からのコース別での学業に向け、養護教諭を目指す意志を再確認し、各自が目指す養護教諭像の輪郭を明確にする。 健康相談の実際について理解を深め、事例を通して実践的な視点から学ぶ基礎を身につける。
		<ol style="list-style-type: none"> 学校ボランティア等を通して、健康診断や個別保健指導の実際、養護教諭の教育活動を体験的に理解する。
	前 期	<ol style="list-style-type: none"> 看護の学習を通して、健康問題に対応できる専門的実践力の基礎を身につける。 養護実習Ⅰに向けて、実践のイメージを総合的に把握する見方を修得する。 学校ボランティア等を通して、健康診断や個別保健指導の実際、保健室経営を体験的に理解する。
		<ol style="list-style-type: none"> 養護教諭の職務内容を具体的に理解する。 現代の養護教諭に求められる能力、学校教育の中での保健活動、相談活動について理解を深め、実践力を伸長する。 自主的に研究・研修を行う態度を身につける(教職総合演習)
		<ol style="list-style-type: none"> 学校ボランティア等を通して、個別保健指導の実際、保健室経営を体験的に理解する。
		<ol style="list-style-type: none"> 現代の養護教諭に特に求められる能力、学校教育の中での保健活動、健康相談について理解を深め、実践力を伸張する。 学校保健のあり方や保健所・保健センターとの連携のあり方を実践的学習を通して理解し、実践力を身につける。 養護教諭に必要な幅広い教養を主体的に学び、自ら実践上の問題に対応する能力を身につける。また、問題解決能力、企画力の伸張をはかる。(教職総合演習) 養護実習Ⅱを通して実践力を養い、学校ボランティア等を含めた経験を振り返り、現場での教育活動に向けた、各自の課題を明らかにする。
4 年 次	前 期	<ol style="list-style-type: none"> 前期目標3を継続しながら、養護実習、学校ボランティア等での経験を対象化し、角自の学習課題を自ら発見しその学習研究に取り組む能力を伸長する。 健康問題に関する、組織運営、安全管理の実際にについて専門的知識を修得し、創造的に実践に取り組む能力を身につける。 養護実習中に見いだした個々の課題について、演習を通して実践力を身につける。(教職実践演習)

目標達成のための計画 <健康開発学科健康行動科学専攻> 養護教諭一種免許状

履修年次		目標到達のための視標
年次	時期	
1 年 次	前 期	1. 学校教育についての、基本的知識を修得し、教職の意義と養護教諭の役割に関する基礎的な事項を理解する。 2. 養護教諭を目指す意志・意欲を確認し、養護教諭に必要な教養を修得する。 3. 学校における教育活動を理解するために必要な諸理論の基礎を修得する。 4. 養護教諭の活動の基本となる理論と初步的な技能・手技を修得する。 5. 児童・生徒の健康や身体、発達について理解するための基本的知識を修得する。
		1. 学校教育の意義や役割の他、法制度を含む学校制度に関するしくみ、組織運営、経営方法について理解する。 2. 前期目標2を継続させながら、養護教諭を目指す意志・意欲を確認し、養護教諭に必要な教養を修得する。 3. 養護に関する科目から、学校保健に必要な専門的知識の基礎を修得する。 4. 児童・生徒との実際のかかわりかたについて、基本的な理論を修得し、演習を通じて実践上のイメージを持てるようにする。
		1. 保健医療福祉の現状を総合的に理解する中で、児童生徒の健康を、科学的に理解するための基本的知識を修得する。 2. 1年次後期目標3を継続させながら、学校保健に必要な専門的知識を修得し、実践への応用方法を身につける。 3. 学校ボランティア等を通して、歯科検診・健康診断や個別保健指導の実際、養護教諭の教育活動を体験的に理解する。
		1. 1年次後期目標3を継続させながら、学校保健に必要な専門的知識を修得し、実践への応用方法を身につける。 2. 健康問題を持つ児童生徒に対応するために必要な、能力・態度を修得し、健康相談の実際を理解する。 3. 学校ボランティア等を通して、個別保健指導の実際、養護教諭の教育活動を体験的に理解する。 4. 2年次終了時の養護実習履修者審査に向け、養護教諭を目指す意志を再確認し、各自が目指す養護教諭像の輪郭を明確にする。
		1. 健康行動科学の学習を通して、健康問題に対応できる専門的実践力の基礎を身につける。 2. 養護実習Ⅰに向けて、実践のイメージを総合的に把握する見方を修得する。 3. 学校ボランティア等を通して、歯科検診・健康診断や個別保健指導の実際、保健室経営を体験的に理解する。
	後 期	1. 養護教諭の職務内容を具体的に理解する。 2. 看護臨床実習を通して、養護教諭として必要な学校保健活動の輪郭を体験的に理解し、基本的実践力を身につける。 3. 学校ボランティア等を通して、個別保健指導の実際、保健室経営を体験的に理解する。
		1. 現代の養護教諭に求められているトータルコーディネーターとしての役割を理解し、実践できる能力を身につける。 2. 学校保健のあり方について、主体的に学び、考える能力を身につけ、養護教諭としての実践力を伸張する。 3. 養護教諭に必要な幅広い教養を主体的に学び、自ら実践上の問題に対応する能力を身につける。また、問題解決能力、企画力の伸張をはかる。(教職総合演習) 4. 養護実習を通して実践力を養い、学校ボランティア等を含めた経験を振り返り、現場での教育活動に向けた、各自の課題を明らかにする。
		1. 前期目標3を継続しながら、より自主的に研究・研修を行う態度を身につける(教職総合演習) 2. 養護実習Ⅱ、学校ボランティア等での経験を対象化し、各自の学習課題を自ら発見し、その学習研究に取り組む能力を伸張する。 3. 養護実習中に見いだした個々の課題について、演習を通して実践力を身につける。(教職実践演習)

目標達成のための計画 <健康開発学科口腔保健科学専攻> 養護教諭一種免許状

履修年次		目標到達のための視標
年次	時期	
1年次	前期	<ol style="list-style-type: none"> 学校教育についての、基本的知識を修得し、教職の意義と養護教諭の役割に関する基礎的な事項を理解する。 養護教諭を目指す意志・意欲を確認し、養護教諭に必要な教養を修得する。 学校における教育活動を理解するために必要な諸理論の基礎を修得する。 養護教諭の活動の基本となる理論と初步的な技能・手技を修得する。 児童・生徒の健康や身体、発達について理解するための基本的知識を修得する。
	後期	<ol style="list-style-type: none"> 学校教育の意義や役割の他、法制度を含む学校制度に関するしくみ、組織運営、経営方法について理解する。 前期目標2を継続させながら、養護教諭を目指す意志・意欲を確認し、養護教諭に必要な教養を修得する。 養護に関する科目から、学校保健に必要な専門的知識の基礎を修得する。 児童・生徒との実際のかかわりかたについて、基本的な理論を修得し、演習を通じて実践上のイメージを持てるようにする。
2年次	前期	<ol style="list-style-type: none"> 保健医療福祉の現状を理解する中で、学校歯科保健の役割について理解するための専門的知識の基礎を修得する。 健康問題を持つ児童生徒に対応するために必要な、能力・態度を修得し、健康相談の実際を理解する。 1年次後期目標3を継続させながら、学校保健に必要な専門的知識を修得し、実践への応用方法を身につける。 学校ボランティア等を通して、歯科検診・健康診断や個別保健指導の実際、養護教諭の教育活動を体験的に理解する。
	後期	<ol style="list-style-type: none"> 1年次後期目標3を継続させながら、学校保健に必要な専門的知識を修得し、実践への応用方法を身につける。 2年次終了時の養護実習履修者審査に向け、養護教諭を目指す意志を再確認し、各自が目指す養護教諭像の輪郭を明確にする。 学校ボランティア等を通して、個別保健指導の実際、養護教諭の業務内容を体験的に理解する。
3年次	前期	<ol style="list-style-type: none"> 口腔保健科学の学習を通して、健康問題に対応できる専門的実践力の基礎を身につける。 養護実習Ⅰに向けて、実践のイメージを総合的に把握する見方を修得する。 学校ボランティア等を通して、歯科検診・健康診断や個別保健指導の実際、保健室経営を体験的に理解する。
	後期	<ol style="list-style-type: none"> 養護教諭の職務内容を具体的に理解する。 看護臨床実習を通して、養護教諭として必要な学校保健活動の輪郭を体験的に理解し、基本的実践力を身につける。 学校ボランティア等を通して、個別保健指導の実際、保健室経営を体験的に理解する。
4年次	前期	<ol style="list-style-type: none"> 現代の学校歯科保健教育に求められている事がらを専門的に理解し、実践できる能力を身につける。 学校歯科保健教育のあり方について、主体的に学び、考える能力を身につけ、養護教諭としての実践力を伸張する。 養護教諭に必要な幅広い教養を主体的に学び、自ら実践上の問題に対応する能力を身につける。また、問題解決能力、企画力の伸張をはかる。(教職総合演習) 養護実習Ⅱを通して実践力を養い、臨地・臨床実習、学校ボランティア等を含めた経験を振り返り、現場での教育活動に向けた、各自の課題を明らかにする。
	後期	<ol style="list-style-type: none"> 前期目標3を継続しながら、より自主的に研究・研修を行う態度を身につける(教職総合演習) 養護実習、学校ボランティア等での経験を対象化し、各自の学習課題を自ら発見し、その学習研究に取り組む能力を伸張する。 養護実習中に見いだした個々の課題について、演習を通して実践力を身につける。(教職実践演習)

III. 教員の養成に係る組織及び教員の数

本学の教職課程運営は、「教職関連科目担当者会」が担っている。この担当者会は、教職に関する科目的担当者、教科・養護に関する科目担当者、幼稚園教諭課程科目担当者、教養科目担当者によって構成されている。このうち、教職に関する科目の担当者が中心となって教職関連科目担当者会の運営にあたっている（教職運営委員会）。

教育開発センター長によって指名される教職関連科目担当者会会長は、教職関連科目担当者会を招集する。

教職関連科目担当者会は、実習以外の教育課程運営に関しては、教職関連科目担当者会のメンバーのうち、学部長によって推薦される教務委員1名が、全学の教務関係の諸事項を協議し、運営を担っている「教務委員会」において報告や提案を行う。

また、教育実習の企画および運営に関する事項、実習校の選定および連絡調整に関する事項、実習中の評価および単位認定に関する事項、その他教育実習に関する事項等は、教職関連科目担当者会において協議し、埼玉県立大学教育実習連絡協議会に対して、必要事項を提案する。

IV. 卒業者の教員免許状の取得の状況及び教員への就職の状況

埼玉県立大学の平成 26～令和 3 年度の教員免許状取得者及び教職就職状況

■看護学科

：養護教諭一種免許状

	免許状取得者数	教員就職者数
平成 26 年度	13	4
平成 27 年度	8	5
平成 28 年度	9	1
平成 29 年度	9	3
平成 30 年度	9	3
令和元年度	13	3
令和 2 年度	3	3
令和 3 年度	7	6

■健康開発学科健康行動科学専攻

：中学校・高等学校一種免許状（保健体育）

	免許状取得者数	教員就職者数
平成 26 年度	5	1
平成 27 年度	4	2
平成 28 年度	4	2
平成 29 年度	9	3
平成 30 年度	9	6
令和元年度	8	1
令和 2 年度	2	2
令和 3 年度	6	3

■健康開発学科健康行動科学専攻

：養護教諭一種免許状

	免許状取得者数	教員就職者数
平成 26 年度	13	11
平成 27 年度	18	8
平成 28 年度	20	14
平成 29 年度	12	9
平成 30 年度	15	12
令和元年度	14	12
令和 2 年度	14	10
令和 3 年度	8	7

■健康開発学科口腔保健科学専攻

：養護教諭一種免許状

	免許状取得者数	教員就職者数
平成 26 年度	2	1
平成 27 年度	7	5
平成 28 年度	4	4
平成 29 年度	4	2
平成 30 年度	8	2
令和元年度	9	7
令和 2 年度	6	5
令和 3 年度	8	8

■社会福祉子ども学科福祉子ども学専攻

：幼稚園教諭一種免許状

	免許状取得者数	教員就職者数
平成 29 年度	19	3
平成 30 年度	21	6
令和元年度	21	1
令和 2 年度	20	2
令和 3 年度	19	3

※ 「教員就職」は公立正規・臨時任用勤務者・私立勤務者（大学院進学者除く）

※ 各年度 5 月 1 日現在の状況としている。

V. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る近年の取組

- (1) 学内外における体験的学習（模擬授業等）を通した実践力の育成
- (2) 共同的・相互的な授業形態の重視（事例検討・グループワーク・ロールプレイ等）
- (3) 教育現場での実務経験を有する教員等による授業用教材及び指導方法の開発
- (4) webclass (e-learning) 等を活用した主体的な学びの支援
- (5) 教員養成に関する各種調査研究、およびその成果の公表
（例：本誌『子ども・教職研究』定期刊行 2018年3月～現在に至る）
- (6) 教員の研究活動の成果を授業内容に反映・還元する取り組み（事例集・リーフレット配布）
- (7) 本学卒業生及び在校生との交流的学習機会の確保
（例「教職ホームカミングデイ」開催 平成25年度～）
- (8) 授業における多様な専門性を有する人材の活用（ゲストスピーカー等）
- (9) 教員採用試験合格者によるシンポジウムや、卒業生と在校生の交流機会（ホームカミングデイ）
- (10) 埼玉県養護教諭を対象とした「養護実践検討会」や養護教諭養成課程を有する近隣の他大学との交流会の開催
- (11) 近隣自治体、特に包括協定を締結する越谷市、包括的連携協定をとり結ぶ春日部市との連携
- (12) 近隣市町村との連携による、学校等を対象とした学生の各種ボランティア活動の実施
- (13) 上記ボランティア活動の学びを深化・共有するための学習機会（「学校ボランティア演習」）

- (14) 教員が地域社会や学校現場で行う社会貢献活動の積極的周知、参加や協力の促し
- (15) 学校現場の研究授業への学生引率、参加機会の提供
- (16) 適宜、履修指導・履修相談・進路相談等、定期的面談や学生生活相談の実施
- (17) 学生による教員の授業評価の実施、学生投票による優秀教員の学内表彰制度
- (18) 学生の自主学習会への積極的協力
- (19) オンライン遠隔授業に対応した、授業形態や学習教材の開発有効活用 等々
- (20) 学生の多様なニーズに応じた指導及び相談の実施